ぱんじー通信

令和5年　春号　No.39

今年度もよろしくお願いします

令和５年度が始まりました。
今年の桜はとても美しくお弁当を食べながらゆっくりと愛でたいなぁと思っていましたが、慌ただしい毎日で運転しながら景色として見る程度で終わってしまいました。

平成２５年（２０１３）年１０月に誕生したぱんじーは早くも１０周年を迎えます。年齢を重ねるごとに月日の経つのは早く感じると言いますが、本当にあっという間の１０年でした。

ぱんじーの開所当初より生活の不安についてお話を聞かせていただき、ぱんじーが初めて法人後見人として共に過ごした方を昨年暮れに見送りました。

後見類型ではありましたが、最期までご自分の意志を貫きとおし、亡くなる瞬間まで人としての生きざまを教えてくださる大先輩でした。

このような経験ができるのもぱんじーの職員だったからこそだと感謝しております。

昨年度からは成年後見制度利用促進法に基づく“中核機関”としての業務を受託することになり、多くの課題に気づくことができました。まだまだ不十分なことばかりで少しずつの歩みとはなりますが、これからも人との出会いを大切にし、共に笑い、共に悩みながら人生をサポートできるぱんじーでありたいと思っております。

↗ 2023年（令和５年）４月

所長　桐髙　とよみ

新相談員　ご挨拶

湖南市役所から出向により着任いたしました枝廣です。

湖南市では福祉の部署で業務を行うことが多かったです。
今までの業務の経験・知識をぱんじーで生かすことができたらと思っています。

成年後見制度についてまだまだ分からないことばかりですが、少しでも早く制度についての理解を深め、ぱんじーの一員として職務を果たせるよう努めてまいりたいと思います。

皆様方のご指導ご鞭撻のほど何卒宜しくお願いいたします。

枝廣　健二

セルフネグレクトって虐待対応が必要なの？

国立社会保障・人口問題研究所によると、2040 年には日本の世帯構成は、単身世帯が約４割に達すると見込まれています。この単身世帯の増加がもたらす社会問題のひとつとして、ゴミ屋敷問題や孤立死を招く引き金ともなる「セルフネグレクト（自己の放任）」の状態にある高齢者や障がい者の増加が指摘されています。

セルフネグレクトとは、福祉・介護・医療サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、自己の心身の安全や健康が脅かされる状態のことです。この状態になる理由は、認知症のほか、精神疾患、障がい、アルコール関連の問題を有していたり、特に医学的な問題がない人もいます。

現在、セルフネグレクトは法律上、高齢者、障がい者のいずれも虐待防止法の対象外となっています。しかし、セルネグレクトは、生命・身体に重大な危険が生じるおそれや、ひいては孤立死に至るリスクを抱えています。

「支援してほしくない」「困っていない」など、市や地域包括支援センター、障がい者相談支援センター等の関与を拒否されることもあって、支援には困難が伴うことが多いと思いますが、右のようなサインが認められれば、支援が必要な状態にある可能性が高くなります。必要に応じて高齢者虐待や障がい者虐待に準じた対応を行えるよう、地域会議やケース会議等を有効に活用しつつ、セルフネグレクト状態にある高齢者や障がい者に対応できる関係機関の連携体制を構築することが求められています。

≪セルフネグレクトのサイン≫

- □ 単身生活の人が、痩せて食事をしていないようであったり、身体や衣類の清潔が保たれていない。
- □ 昼間でも雨戸が閉まっている。
- □ 窓ガラスが割れたまま放置されている。
- □ 電気、ガス、水道、電話が止められていたり、家賃の支払いが滞っている。
- □ ゴミが部屋の中や家屋の周囲に散乱している、部屋から異臭がする。
- □ 郵便物がたまったまま放置されている。
- □ 野良猫のたまり場になっている。
- □ 近所の人や行政が相談にのろうとしても、「いいよ、いいよ」「放っておいてほしい」とかたくなに遠慮したり拒否し、あきらめの態度が見られる。

出典：「障害者虐待防止マニュアル」（NPO 法人 PandA-J）を参考

第２回甲賀圏域権利擁護支援推進協議会（本会）を開催しました！

甲賀圏域権利擁護支援推進計画の令和４年度の進捗管理と、今後の推進協議会の進め方の協議を目的に、3月 27 日（土）、第２回目の協議会を開催しました。

進捗状況については、権利擁護支援の必要性や具体的支援を判断するしくみや後見人等の受任調整のしくみづくり、また市民後見人のあり方の検討が進められていないこと、一方、協議会や部会による協議の開始、後見人等就任時会議の開催、および虐待対応検討会議や地域ケア会議等への参加などにより関係機関のネットワークづくりに努めたことなどを報告しました。

委員からは今後の進め方の協議のなかで、「支援者の経済的虐待の判断が甘く、研修が必要」、「家庭崩壊に気づかない家庭や相談に来ない家庭が増えている」「事業所でキャッチできない人をいかに地域でキャッチしていくのか」といった意見が出され、担い手となる支援者の資質の向上や地域でのサポート体制づくりが求められているとの指摘となりました。

今後の協議の進め方等については、今回の意見を踏まえ事務局で練り、次年度に提案していきます。

甲賀圏域権利擁護支援推進協議会「担い手づくり部会」を発足！

第１回甲賀圏域権利擁護支援推進協議会において共有された４つの課題のうち、「権利擁護支援に関わる担い手づくり」の課題解決に向けて、協議会内に「担い手づくり部会」を設置し、３月２日（土）に初回の部会を開きました。

部会長に認定 NPO 法人あさがお理事長の尾崎史氏を選任し、権利擁護支援を支える人づくりの現状と課題および担い手づくりに向けた今後の方策について議論が交わされました。

どのような担い手をつくるのかターゲットを絞る必要性や、養成後の活動の場やバックアップ体制などのしくみづくりの大切さを確認し合い、次年度において議論を継続していくこととなりました。

市民向け権利擁護セミナーを開催しました！

３月４日（土）、甲賀市・湖南市社会福祉協議会共催で「市民向け権利擁護セミナー」を開催しました。

今回は「身寄り問題を考えよう～本人が望む暮らしの実現～」というテーマで、司法書士・行政書士の太田智真氏をお呼びし、様々な法律、仕組みについてご講義いただきました。

講義では、身寄りがいても遠方に高齢の兄弟しかいないみのるさんという架空の事例を基に、みのるさんが望む生活をしていくために、司法の視点から相続、遺言、死後事務委任契約、成年後見制度、見守り・任意財産管理契約等、制度や仕組みで支えていくことについて学ぶことが出来ました。

事例では、認知症の症状が現れたとき、金銭管理が不安になったときに、介護サービスの利用や、社会福祉協議会がおこなっている地域福祉権利擁護事業の利用を提案できること、また、福祉の支援者がチームとなって、みのるさんを支えていくことについても、甲賀市・湖南市社会福祉協議会の職員さんから日々の活動の報告も含めてご説明いただきました。

また、制度や仕組みではない、インフォーマルなかかわりとして、生活のちょっとした困りごとを支えたり、ご本人のお話を傾聴したりするボランティアがあ↗

ることについてもご紹介いただきました。

ご本人自身が支えられるだけでなく、地域で生活していく中で活躍できる場、居場所づくりをおこなうことも生きがいにつながる大切な視点であることもお話いただきました。

講義後には、みなさんが疑問に思われる事などに、太田氏、両市社会福祉協議会がお答えする質疑応答の時間を設けました。

アンケートでは、「自分事として考えることができた。」「サービスや制度一つひとつの説明があり分かりやすかった。」などのお声をいただきました。

高齢者・障がい者 なんでも相談会を開催しました！

２月４日（土）、令和４年度第２回目の「なんでも相談会」を湖南市保健センターで開催しました。

８名（甲賀市・湖南市各４名）の市民からの相談に、17 名のスタッフで対応し、相談者全員から「たいへんよかった」との感想をいただきました。

また、相談会に来ていただいた理由の問いでは、半数の方が「さまざまな専門職に相談できるから」を選択。司法・福祉・医療等多分野の支援者がチームを組んで相談に対応する本相談会の大切さと継続実施の必要性を確認することができました。

スタッフからは、「普段、他職種の方の話を聞く機会がないので、とても勉強になった」との声がある一方、当初予定していた相談後のスタッフ間のケース共有が当日の運営上実施できなかったことに「楽しみにしていたが残念」との指摘もありました。

本人・家族のための 成年後見制度相談会を実施しました！

これまでの「親族後見人懇談会」から今年度は形を変えて、活動中の親族後見人の方や今後親族後見人となることを検討されている方、また、成年後見制度の利用を考えている方など対象者の間口を拡げ、「成年後見制度相談会」と題して、１月 14 日（土）にぱんじー事務所で実施しました。

当日は、６人の方からの相談に、ぱんじーの所長と相談員の２名が対応。

成年後見制度の利用を検討されている方からが５件、親族後見人となることを検討中の方からが１件で、いずれも制度や手続きの詳細について知りたいとの相談内容でした。

≪支援者支援や担い手づくりとしてぱんじーが関わった研修等≫

⑴ 甲賀・湖南介護支援専門員連絡協議会 ブロック研修　令和４年 12 月 14 日

⑵ 湖南市　施設従事者向け障がい者虐待研修　令和５年２月 22 日

⑶ 甲賀市百歳大学　令和５年３月３日

相談会のお知らせ

専門相談（予約制）

弁護士相談	司法書士相談
毎月第２木曜日	毎月第４木曜日

※祝日等で開催日を変更する場合があります。
※いずれも時間は **13 時から 16 時までの１時間**
（定員３名）
※ご希望の方は**１週間前まで**に**ご予約**ください。

令和4年度の相談実績

今年度の相談件数は前年度と比較し、全体的に減少傾向にあります。相談総件数では、「甲賀市高齢」が５３８件減、「甲賀市障がい」が４７８件増と、大きな変動がみられます。相談実人数では、「甲賀市障がい」が前年比１００件増となっております。ぱんじーは二次相談窓口としての役割が大きいため、関係機関からぱんじーに相談をつなげていただけるよう、今年度は普及・啓発に、より力を入れていこうと思っております。

【相談総件数】

	甲賀市				湖南市				その他				合計
	高齢	障がい	その他	計	高齢	障がい	その他	計	高齢	障がい	その他	計	
４年度	857	826	11	1694	423	439	4	866	49	5	1	55	2615
前年度	1395	348	26	1769	395	477	1	873	23	57	47	127	2769
比　較	-538	+478	-15	-75	+28	-38	+3	-7	+26	-52	-46	-72	-154

【相談実人数（うち新規人数）】

	甲賀市				湖南市				その他				合計	うち新規
	高齢	障がい	その他	計	高齢	障がい	その他	計	高齢	障がい	その他	計		
４年度	323	214	9	546	214	73	4	291	22	3	1	26	863	196
前年度	341	114	10	465	187	78	1	266	10	14	6	30	761	190
比　較	-18	+100	-1	+81	+27	-5	+3	+25	+12	-11	-5	-4	+102	+6

会員募集中

当法人の目的や事業に賛同し、ぱんじーを応援していただける方に会員の加入をお願いしています。もちろん継続も受付中です！
正 会 員　個人１口　1,000 円／年　団体 5,000 円／年
賛助会員　個人１口　500 円／年　団体 3,000 円／年
（広報誌「ぱんじー通信」を年４回お届けします。正会員は総会での議決権あり。）

特定非営利活動法人ぱんじー

〒520-3308
滋賀県甲賀市甲南町野田 810 番地　甲南地域市民センター
TEL：0748-86-6161　　FAX：0748-86-6199
ホームページ：https://www.pan-g.com
E-mail：pan-g.koka-konan@iaa.itkeeper.ne.jp